

原発事故の汚染土「再利用」

福島第一原発事故のあと、「除染」という名の公共事業が、巨額の税金などを使って行われた。その効果に疑問の声も多いが、除染作業から出た膨大な「汚染土」が福島県にとどまらず、国土全体を揺るがしつつある。

昨日も紹介した『科学』3月号の青木美希(朝日新聞・社会部記者)「原発事故の汚染土、再利用に反発の声 相次ぐ」の冒頭部分を紹介したい。

福島第一原発事故は、広範囲に大地を汚染した。除染で取り除いた土は福島県内だけでも最大で2200万立方メートル。政府は「県外」の最終処分場に運ぶとしているが、全量を処分するのは実現性が乏しいとして、汚染土を放射性セシウム濃度を低減したうえで土砂やアスファルトで覆う方法で、道路や農地の全国の公共事業などに再利用しようとしている。

福島県内では再利用に向けた実証事業が行われているが、住民らの反発は根強い。二本松市で市道に使う事業は住民の反対で再検討となり、南相馬市内で常磐道拡幅工事に使う計画には、地元区長らから反対の声が上がっている。一方で、政府は再利用に向けた動きを進めていく。

政府は、福島県内の汚染土は、双葉町・大熊町の「中間貯蔵施設」に入れ、さらに県外のどこかに作る最終処分場に運ぶ、としている。政府は場所の確保などで実現が難しいとして2015年、「汚染土のうち最大で約99.8%は再利用できる」という試算を公表し、再利用先は公共事業などとした。原子炉等規制法は、廃棄物の再利用基準を1キログラムあたり100ベクレル以下と定めているが、この再利用には同8000ベクレル以下の汚染土を使用。土砂やアスファルトで覆うなどの対策を講じて、住民や作業員の追加被曝線量が年1ミリシーベルトを超えないようにするとした。

翌2016年にはこれに関する「工程表」も示し、2017年度には「再生利用先の具体化」「再生利用の順次開始」といった方針を打ち出した。利用先は道路の盛り土やの農地(園芸、資源作物)などだという。

環境省の担当者は「除染のため取り除いた土を安全な方法で使うことができる」として、全国の自治体などに『使わないか』と持ち掛けていくこととなります。(使う側のメリットは)土が無料で手に入ることはないでしょうか。(事業によっては)2億円ぐらいの節約になる場合もあるのでは」と言う。

原発という「社会資本」はいったん事故を起こすと、「絶対的・不可逆的損失」をもたらす。除染という公共事業も、その効果や再利用など多くの問題を提起している。

(2019年3月27日)



汚染土を運ぶトラックが行き来する常磐自動車道